

農場 HACCP および JGAP 家畜・畜産物 構築の実際と課題

三宅 眞佐男 (アニマル・バイオセキュリティ・コンサルティング株式会社
〒273-0866 千葉県船橋市夏見台 3-25-29)

Miyake, M. (2018). Actual and challenges of Farm HACCP and JGAP
document construction

All about SWINE 52, 10-22

I 序

農場 HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point) とは、畜産物の安全確保を図るために農場における衛生管理を向上させ、危害要因(微生物、化学物質、異物など)を極力少なくするために管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害をコントロールする飼養衛生管理の手法です。1996年から農林水産省において検討が始まり2009年8月に「畜産農場における飼養衛生管理基準(農場 HACCP 認証基準)」が公表され、農場の取組を認証するために2011年に認証協議会の設立と認証審査がスタートしています。[1]

JGAP (Japan Good Agricultural Practice) 家畜・畜産物とは、一般財団法人日本 GAP 協会が開発した GAP スキームの一つで農場管理、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、労務管理、人権の尊重及びアニマルウエルフェアの視点から適切な生産工程管理のあり方を定め、2017年4月1日に発効したものです。

既に、青果物、穀物、茶については日本 GAP 協会が2006年から GAP 認証制度を開発・運営し、

その認証農場は4000農場余り(韓国10, 台湾1, ベトナム1を含む)に達しています。家畜・畜産物が加わったきっかけは畜産物の輸出拡大や人材育成による農業競争力の強化の他に「持続性に配慮した畜産物の調達基準」として2017年3月24日公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下 東京オリパラ大会)組織委員会が公表した後述の要件と関係があるでしょう。

何れの制度も農林水産省が推進していますが、両制度の関係はどうなっているのでしょうか。「オリンピックの食材調達基準においては、農場 HACCP 認証基準は GAP に上乘せをする形で推奨基準として位置づけられること*。JGAP 家畜・畜産物はこの農場 HACCP 認証制度と十分な調整と連携を図ること。具体的には農場 HACCP 認証基準の認証取得農場に対しては JGAP と農場 HACCP 認証基準との差分に関する文書を用意し、食品安全および家畜衛生に関する審査が重複しないよう配慮すること。また、審査員の登録要件などにも農場 HACCP 審査員の資格や、研修などの経験を無理なく生かせるよう総合規則を整備する。」(日本 GAP 協会萩野事務局長 畜産の情

報 2017 年 5 月号から抜粋)

なお、*印は JGAP 又は GAP チャレンジの確認を受けた農場で生産されたもののうち、農場 HACCP 認証などが持続可能性に関し、より進んだ取り組みとして更に推奨されるものという意味です。(農林水産省国際部 米田立子 畜産の情報 2017 年 3 月号から抜粋)

JGAP 家畜・畜産物の発効に前後して、従来農場 HACCP に取り組んで来た多くの農場では戸惑いが広がりましたが、最近は JGAP の構築にも取り組み始めています。そこで、これから取り組もうとする農場は両制度の内容をよく知ることから始めていただきたいと思います。

筆者は 2013 年本誌に「農場 HACCP システムとは何か」総論 [1]、各論を記して以降、本稿記載までに 20 超の養豚場・養鶏場の農場 HACCP 構築、数農場の認証審査、また、昨秋始めた JGAP 家畜・畜産物の構築指導の経験から両制度の構築の実際と課題について私見として記したいと思います。

II 制度の種類と概略

1 農場 HACCP

1) 認証農場：『畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）』に基づき構築し、認証機関（公益社団法人中央畜産会、エス・エム・シー株式会社）の書類審査および現地審査を受けて認証されます。有効期間は 3 年間で中間で維持審査の受審が必要です。認証マーク利用の範囲は農場の看板、ホームページ（以下 HP）・新聞・雑誌・運送車両などの広告、従業員の名刺、売場の掲示などに

貼付できますが、この制度ではシステムを認証するので現時点では個々の製品への認証マーク貼付はできません。しかし、可能とすべく検討中とされています。

2) 推進農場：2011 年 2 月から実施。農場 HACCP への理解と普及のために取り組みやすい簡易版として中央畜産会が設けた制度です。飼養管理、経営管理等の向上を目的として農場 HACCP に取り組み、一定の要件を満たす畜産農場を「農場 HACCP 推進農場」として中央畜産会が指定します。有効期間は 2 年間。推進農場のマークはありません。

3) 農場 HACCP 認証支援地域強化促進事業（中央畜産会）による取り組み支援：47 都道府県の畜産協会等に対する中央畜産会の支援事業で、農場 HACCP の普及促進を図るため認証に向けて取り組む農場に対して技術指導者の派遣と指導費を補助します。平成 27 年度は 100 農場、28 年度は 124 農場（重複農場あり）が支援を受けていますが、18 都府県は 28 年度実績がありません。この制度は農場や指導員にとってメリット、デメリット両面あることから制度外で構築に取り組む農場も多くあります。平成 29 年度は事業化されていますが平成 30 年度についても事業化されるでしょう。

4) 構築に取り組む、認証を受ける目的：公的には序に記したとおりですが、個々農場にとっては何でしょうか。まず最初には農林水産省が推進している制度だから取り組むとよさそうだという理由があるでしょ

う。続いての理由は農場により順番が違いますが、私見としては次のとおりです。特に①②③については1年半毎に審査が入ることによる一種の緊張感が農場管理者と従業員に作用して好循環が生まれる結果、④⑤⑥も付いて来て農場全体の向上が図れることがメリットです。これらは実感です。

①農場作業体系の整理：農場文書の整理

(全ての作業工程の文書化、マニュアルと記録文書の構築)、作業と文書の見直しと更新の習慣化により作業の整理が進む

②整理、整頓、清掃、清潔、しつけの習慣化によるクリーン化

③従業員教育：農場内の全ての工程が明文化され体系づけられ、重点部分も認識できるので農場作業の理解が進む。記録付けの習慣化。

④外部に対するPR、アピールによる農場ブランドのアップ

⑤経営者が農場の状態を把握し易くなり、改善すべき点が見易くなる

⑥管理者と従業員のモチベーションアップとリーダーの自信につながる

デメリットは初期の構築を完了するまでの間はリーダーをはじめとする職員の時間と労力が、また、指導員への費用が掛かることでしょう。一方、取り組みをしていない農場からみると具体的にどのような利益があるのか、労力と費用に見合うのかという疑問があるでしょう。認証農場の生産物は実際にバイヤーに高値で取引されている例も聞き及びますが、全体としてはそこ

までいっていないようです。取り組みをしていない多くの農場は様子見状態です。

2 JGAP 家畜・畜産物

1) 認証農場：JGAP 家畜・畜産物の総合規則および農場用管理点と適合基準に基づき構築し、審査され、認証を受けます。農場 HACCP 認証農場においてはJGAPと農場 HACCP 認証基準との差分に関する文書に基づき管理点数が軽減されています。構築の内容は危害要因分析の実施、一般的衛生管理プログラムの遵守、食品安全、飼養衛生管理基準をはじめとする家畜伝染病予防法、食品衛生法などの法令・規則、農場運営、環境保全、労働安全、人権の尊重、アニマルウェルフェア（以下AW）についてであり、基準を満たしていることを認証機関（中央畜産会、エス・エム・シー）が認証します。有効期間は2年間、中間で維持審査受審が必要です。JGAP マークはJGAP 認証農場マークとJGAP 農畜産物使用マークの2種類があり、どちらのマークでも認証農場或いはその加工・製造業者が日本GAP協会から許諾を受けて表示します。なお、JGAP マークは消費者向けの農畜産物ブランドではなく、生産農場が導入している経営管理の手法を表示するものです。

2) GAP チャレンジシステム取組農場：農林水産省が平成29年度予算で実施し、運営主体は中央畜産会です。運用開始は2017年8月31日で、JGAP 家畜・畜産物認証取得の準備段階としての位置づけで

す。WEB 上で公開された家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準、畜産物の生産衛生管理ハンドブック、AW の考え方に対応した項目について生産者自身が生産工程を管理状況を自己点検し、その内容を中央畜産会が確認し、WEB 上に公表します。有効期限は1年間で有効期限内に更新チャレンジが必要。自己点検とは言え、裏付け資料が必要なので一般的には指導員の指導を受けることをお勧めします。

3) 構築に取り組み、認証を受ける目的：農林水産省のHPから斟酌すると農業生産活動の持続性を確保するため、畜産物(食品)の安全を確保し、よりよい生産工程管理を実現することとされています。

一方、個々の農場が取り組む目的は何でしょうか。先ず挙げられるのが、東京オリパラ大会組織委員会が「持続可能性に配慮した畜産物の調達基準」を公表し、この中で掲げた要件、すなわちここで提供される畜産物は食材の安全、環境保全、労働安全、快適性に配慮した家畜の飼養管理の4つの要件を満たすJGAP認証農場産などを優先的に調達することをうたっているためでしょう。また、客観的な第三者認証による証明でバイヤーや消費者の信頼を高めた、外部に対するPR、アピールによる農場ブランドの向上が目的と思われます。

Ⅲ 農場 HACCP と JGAP 両制度の現状比較

1 認証等農場数

1) 農場 HACCP 認証農場 (2018年1月12日現在)：合計 150 農場

表1 農場衛生管理に関する規格基準別の東京オリパラ調達基準への対応比較

| | HACCP | 一般的衛生管理プログラム | PDCA | 環境 | 労働 | アニマルウェルフェア |
|----------------|-------|--------------|------|----|----|------------|
| 農場HACCP | ◎ | ◎ | ◎ | △ | △ | △ |
| GAPチャレンジ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| JGAP | ○ | ○ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ |
| 農場HACCP + JGAP | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ | ◎ |

◎国際基準にほぼ対応 ○対応している △一部対応している

公益社団法人中央畜産会作成資料を参考に作成

乳牛：16 肉牛：24 豚：72 採卵鶏：38 肉養鶏：0

2) 農場 HACCP 推進農場 (2017年9月30日現在)：合計 251 農場

3) JGAP 家畜・畜産物認証農場 (2018年1月31日現在)：合計 11 農場

乳牛：2 肉牛：5 豚：3 採卵鶏：1

4) GAP 取得チャレンジシステム取組認定農場 (2017年12月23日現在)：合計 9 農場

乳牛：1 肉牛：4 豚：1 採卵鶏：3

2 農場衛生管理に関する規格基準別の東京オリパラ調達基準への対応比較 (表1)

各制度の管理項目への対応状況を示します。

※ PDCA：P (Plan 衛生管理システムを計画) D (Do 実行) C (Check チェック) A (Act 更新) のサイクル

3 両制度の認証内容比較 (図1)

両制度の共通部分はPRPから食品安全までと農場管理の一部で、農場 HACCP にな



図1 農場 HACCP と JGAP 家畜・畜産物の認証内容

い項目は環境保全から AW まで、JGAP にない項目は HACCP 計画から情報分析です。

※ PRP : Prerequisite Program 前提条件プログラム＝一般的衛生管理プログラム＝PP

IV 農場 HACCP 認証を取得するための構築の実際

1 基準とする資料：下記資料は全て農林水産省および中央畜産会のサイトから無料で入手できます。

- ①2009年8月 農林水産省消費・安全局「畜産農場における飼養衛生管理向上の取組認証基準（農場 HACCP 認証基準）」 第I部 認証基準
- ②「同 第II部 種畜別衛生管理規範 豚編、肉用牛編、乳用牛編、採卵鶏編、肉養鶏編」
- ③「同 基準の理解と普及に向けて（平成29年8月改定版）：中央畜産会」
- ④飼養衛生管理基準（農林水産省消費・安全局 家畜別 平成29年2月改定版）及びそのチェックリスト（中央畜産会）ほか

2 何を、どのようにすれば良いのか

1) 本文文書の構築（表2）：表に示した文書を作成します。

全体の文書本文は通常の生産農場の場合にはA4用紙で100枚程度となりますが、製品や工程が多い種畜場などでは200枚位になります。本文の中で量的に多く最も時間がかかる部分は第3章4項の中の現状作業を明確化する作業分析シートの作成で通常半年程度かかります。それは農場 HACCP では生産する最終製品の安全を抜き取り検査だけではなく個々の工程を確実に実施する「工程管理」によって製品の安全を担保しますので、工程を分解して作業内容をまとめるのは時間と労力がかかるためです。

例えば次の様に分解します。

- ①製品を作るための種々原材料の受入・保管工程（約7～17工程）
- ②工程内作業：家畜の発育に沿った飼養管理舎（検疫・馴致舎、種豚舎、分娩舎、離乳・子豚舎、育成・肥育舎）の洗浄・消毒～受入準備～受入～飼養管理～払出・清掃までの各工程（約20～40工程）
- ③これら以外の日常（浄化槽・堆肥舎の管理など）、定期（給餌・飲水・器械の管理など）、不定期（死亡獣畜処理・除草・治療など）作業の工程（約10～30工程）。全体の合計は約35～90工程となります。

次いで、これらの工程全てについて食品になった場合にどのような危害があるかを生物学的（病原微生物の混入など）、化学的（薬剤の残留など）、物理的（異物の混入など）に分けて危害要因分析をします（4

表 2 農場 HACCP 構築文書一覧

| 章 | 項 | 項目 | 農場における対応文書 |
|----|--------------------|---------------------------------|--|
| 1章 | | 範囲、引用文書、用語 | 生産農場概要および引用文書、用語 |
| 2章 | 1 | 経営者の責任 | 経営者の誓約（コミットメント）、衛生管理方針の作成および周知 |
| | | 衛生管理目標 | 年度生産重点目標 |
| | | 組織図 | 組織図、権限分担表 |
| | 2 | HACCPチームの組織（役割分担） | 業務分掌表、役割分担表 |
| | 3 | 外部コミュニケーション規程 | コミュニケーション規程とリスト |
| | 4 | 内部コミュニケーション規程 | コミュニケーション規程 |
| 3章 | 5 | 特定事項への備え | 製品出荷後・製品表示・家畜伝染病発生・給餌物への危害混入等の事故および自然災害発生時の対応手順の確立 |
| | 6 | 衛生管理システムの見直し | 衛生管理システムの見直し規定、議事録 |
| | 1 | 原材料・資材リスト | 原材料・資材リスト |
| 4章 | 2, 3 | 製品説明書（特性・意図する用途を規定） | 製品説明書（製品各品目毎） |
| | 4 | フローダイアグラム（工程一覧図） | 生産工程一覧図 |
| | | 現状作業を明確化した文書（作業分析シート） | 原材料の受入保管、各部門作業分析、日常・定期・不定期作業各分析シート |
| | 生産環境（平面図、ソーイング、動線） | 農場レイアウト表および各種動線・衛生管理区域・清浄度区分 | |
| 5章 | 1 | 一般的衛生管理プログラム、各種法規制、飼養衛生管理基準への対応 | 各整理票、手順書 |
| | | 2 | 危害要因分析（ワークシート） |
| | 3 | HACCP計画表 | 必須管理点および許容限界の決定、監視（モニタリング）方法および是正処置の確立、検証方法の決定 |
| 6章 | 1, 2 | 従事者の教育・訓練の規定、力量評価 | 教育プログラム、実施記録、評価表 |
| 7章 | 1 | 内部検証 | 規定、検証計画 内部検証報告書 |
| | 2 | 情報の分析 | 情報の分析と評価 |
| | 3 | 衛生管理システムの更新 | 規定書、衛生管理システム課題分析表、更新記録、是正処置報告書 |
| | 1, 2 | 衛生管理文書リスト | 規定書、衛生管理文書リスト、印鑑登録簿 |

※農場 HACCP 認証基準（公社）中央畜産会から抜粋作成

章 2 項)。そして、その中でも重要な危害について CCP（Critical Control Point 必須管理点）として HACCP 計画で管理します。豚の場合は通常抗生物質（薬剤）および注射針の残留を CCP とします。CCP とした以外の危害要因については一般的衛生管理

プログラム（前提条件プログラム PRP 又は PP。施設設備の衛生管理や従業員の衛生教育など HACCP システムを効果的に機能させるための基礎となるプログラム）で対応します。

人獣感染症以外の家畜伝染病についても

CCPにすることは生産性の問題から認められています。

しかし、重要な危害要因であっても克服手段が希薄で対応困難な要因についてはCCPにできません。

2) 本文以外の作成文書

申請時には提出しませんが本文と同時進行で確認し、不足分は作成します。

①記録票：入場者記録（衛生管理区域（後述）に入場する者で農場の形態により来場者記録と同意）、衛生管理区域に持ち込む物品の受入記録、従業員の勤務記録（入場記録）、種畜導入・飼料受入記録（伝票）、医薬品使用記録、注射針管理記録と紛失報告書等、作業日報、各種製品出荷記録、死亡獣畜払出記録、内部・外部情報連絡記録、HACCP会議録、従業員教育記録、衛生管理システムの見直しに関する記録などです。これらは現地審査時に審査員が必要に応じてチェックしますが、初回審査では内容により最低3ヶ月から約1年分必要ですから文書構築の初期から様式を定めて記録を始めます。

②作業マニュアル：IV 1 ②の種畜別衛生管理規範 豚編が参考になります。内容が少ない項目については表2の第3章4項の中の作業分析シートの中に記入することでマニュアルとすることができます。

3) 農場内の整理・整頓・清掃 (3S)、清潔・しつけ (5S)、洗浄・消毒 (7S) の実践

文書の構築と平行して最低限3Sに取り組みましょう。日常作業への記載は必須ではありませんが、現地審査では審査員が入

場しチェックします。これらができていない場合は食品を生産する農場としては不相当です。

これらも時間、労力、費用がかかるので構築の初期から取り組む必要があります。

4) 農場従業員の教育

構築する本文内容を実践し、記録を行うのは従業員です。よって、従業員に理解して貰う努力が欠かせませんから年間スケジュールを作って教育します。この教育は日常の朝礼・昼礼での話、適宜実施するミーティングでの講話・指示のほか、HACCPとは何か、或いは従業員のレベルに応じて表2の内容を項目単位で講話したり、HACCP会議を開催して行います。この際、外部指導員に講話を依頼することは有意義です。そしてHACCP責任者は定期的に個々の従業員の力量（理解度）を評価して、力量が低い従業員には再教育もします。また、中央畜産会が行う農場HACCP指導員および審査員講習会の受講（受講料無料）その他の外部研修会参加は教育実績にも記載するので是非参加すべきです。

外国人研修生などへの教育：HACCPチームに属していない研修生やパート従業員に対しても教育訓練し、評価し再訓練し記録する必要があります。各国語の資料が必要な場合は問合せ下さい。

5) 現場確認：表2の3章の文書については経営者、管理者や外部指導員による現場確認を受ける必要があります。

確認作業は飼養衛生管理基準で定められている事項、例えば衛生管理区域の設定状

況、外部の者や車両に対する警告表示・入場制限、履物管理、車両消毒器械、入場記録簿など、また、農場 HACCP 認証基準で定める清浄度区分も確認しますので、必要十分な設備を整え区分しておく必要があります。

- 6) 内部検証と情報の分析、更新作業（表2の6章）：一通り文書の構築ができた段階で内部検証を実施します。内部検証員は経営者によって任命を受けた者が自分が所属する農場以外の構築文書全般および現場の確認を内部検証計画に基づいて実施し、その結果は経営者と HACCP チーム責任者に内部検証報告書として報告します。HACCP チーム責任者は報告書で改善を要する事項の指摘を受けた場合は速やかに改善しなければなりません。更に、HACCP チームは年1回以上各種情報や記録類、衛生管理目標の達成状況などについて分析をし、経営者に報告します。経営者はそれらの結果を情報源として分析・評価し衛生管理システムの更新の必要性を検討し、必要に応じて更新します。

なお、この衛生管理システムの更新（見直し）については表2の2章6でも経営者の責任として規定され、見直し会議事録として記録します。また、HACCP チームの情報に基づく以外に経営者自身が必要と認める改善事項がある場合は随時見直し、記録します。これらは農場の衛生管理システムを改善する上で重要なプロセスなので実施記録の積み重ねが求められます。

3 構築終了から受審の段取り

上記IV 2項に挙げた文書と記録類が揃った段階で認証機関の農場 HACCP 担当者に連絡し、文書一式（審査申請書、同意書、構築文書5部および文書リスト）を送付します。

認証機関は書類確認後、審査チームの指名、現地審査日程の調整、審査料の請求をします。その後書類審査結果の伝達と懸念事項の通知をします。懸念事項については現地審査までに検討し、修正、更新し、その結果を文書化しておきます。現地審査は通常二名の審査員が来場し1日で終了します。経営者へのインタビュー、HACCP 責任者等との懸念事項およびその他の文書審査の内容について質疑応答、記録類の確認、農場内の確認と従業員への質問、昼食を挟んで審査員同士の検討と審査結果・講評作成、最終会議を開催し審査結果の発表と質疑応答、審査講評後確認署名をして終了です。

審査講評では不適合のほか観察事項があれば指摘します。不適合は農場 HACCP 認証基準が求める事項の欠落の程度により重大・軽微な不適合が指摘され、指定の期日までに是正処置計画書を提出しなければ認証されません。観察事項はその必要はありませんが、維持審査までに検討して必要に応じて修正、更新すべき課題です。審査結果は主任審査員から認証機関に報告され審査の後、認証証が発行されます。

初回認証後約1年半で維持審査が、3年経過前に更新審査があり認証期間から連絡があります。

4 農場 HACCP 構築の取組上の課題

- 1) 作業分析シートの構築：農場の作業を工程毎に整理して必要十分に記述する作業は

例を参照しつつ、前作業（準備作業）、本作業、後作業と記述してゆきます。時間がかかりますが職員の理解を深め、作業を見直し、文書化の能力を身につけるために重要な部分で「実り」につながります。

2) 指導員の選定：農場の設備・管理、作業、疾病などの全般について確認し、アドバイスやディスカッションし、必要な設備追加、管理作業の修正と文書化を指導しますので、飼養現場における設備と家畜管理の経験並びに文書構築の経験が信頼関係を早く築け、構築結果に反映されます。このように指導の内容次第で農場の実りにつながり、また、不適合の無い構築ができます。

3) 文書構築に要する期間：農場の作業全般を理解している担当者が文書構築にどの程度時間を作れるか、PC操作やエクセルやワード、メールなどの技量、文書・記録類の文書化や農場管理の経験などに掛かっています。しかし、最も重要な点は農場 HACCP 構築をなし遂げるといふ“熱意”です。熱意があれば時間も PC 能力も文書化能力も克服できます。それらが問題ない場合は約1年で、しかし、熱意があっても個人経営などで時間が取れない場合は3年以上かかることもあります。通常は1年半が目安です。

また、構築を進める上で PC メール環境があればスピードアップが図れます。

4) 初回認証後の取組：審査はサンプリング（抽出）審査なので審査員が指摘をしない部分でも修正点はあるはずですから見直しを行い、修正、更新に取り組みます。維

持、更新審査では文書の更新と記録、記録文書類の相当期間分の蓄積、観察事項への対応状況、そして P (計画・構築) D (実行) C (チェック) A (更新) サイクルを回して改善を図っているかが主要なチェックポイントです。なお、文書の更新は適切な方法によって記録を残す必要があります。

5) その他の確認事項：例えば CCP の薬剤の残留に係わる部分で有薬飼料と無薬飼料の飼料タンクの管理が不明確な例があります。飼料運搬者と農場間で了解していても有薬、無薬飼料タンクを明示するなどが必要です。また、運搬車両の使い回しによる薬剤残留・持ち越しも管理することが必要です。

6) 不適合を出さないために：例えば表 2 4 章 3 項 HACCP 計画表の各 CCP のモニタリングの方法については注意が必要です。モニタリングとは薬剤や注射針が出荷豚に残留していないことを監視することですが、何を（出荷する家畜を）いつ（出荷選定時あるいは出荷する度に）、どのように（関連する各種記録確認やイヤータグなど目視で）、だれ（担当者）が監視し記録付けし、だれ（責任者）が確認するかを規定しています。また、認証基準 4 章 3 (3) ③では「モニタリングの記録は保持されなければならない」と規定されています。これらは HACCP 計画に記述しますが、ここで問題なのは「モニタリングの記録」です。現地審査では審査員が重視する点を抽出して点検しますが、一部の審査員はこの記録の閲覧を要求します。ここでの要求事項は

薬剤の使用や注射針の管理記録ではなく、選豚または出荷時にそれらの記録を担当者が確認したこと、担当者が確認したことを責任者が確認することそしてその記録の保存です。

例えば出荷明細やと畜場宛ての確認書などに「今回の出荷豚は薬剤および注射針の残留がないことを確認しました。日付、担当者名印、責任者名印」の記載と複写保存がこれに当たります。

7) 本文文書の構築の順番：不慣れな農場が取り組み易くするために、著者の場合は次の順番で進めています。1章農場の概要と3章4の平面図の作成（衛生管理区域の設定と各種動線）、2章1項、3章4フローダイアグラムの作成とその後に作業分析シートの作成、4章2危害要因分析と3項 HACCP 計画、その後1章から4章の穴を埋めていった後5章以降に取り組んでいます。

V JGAP 家畜畜産物 認証取得のための構築の実際

1 基準とする資料

- ① JGAP 家畜・畜産物基準書および JGAP 総合規則 2 並びに JGAP 農場用管理点と適合基準またはその差分に関する文書（日本 GAP 協会）。日本 GAP 協会 HP から無料で入手できます。
- ② アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針：公益社団法人畜産技術協会が OIE（国際獣疫事務局）の規約に準拠して作成したもの。全文およびチェックリス

トは同協会の HP から入手できます。

2 何を、どのようにすれば良いのか

1) 取組のステップ

- ① 「JGAP 家畜・畜産物管理点と適合基準」またはその差分に関する文書を理解します。
- ② 同上基準に基づく手順を構築し、運営します。
- ③ 自己点検を行い、改善すべき点を改善します。
- ④ JGAP 認証機関（中央畜産会等）に審査を申請し、審査員が来場し審査します。
- ⑤ 指摘された不適合項目を是正し、是正処置報告書を指定期日までに認証機関に提出します。
- ⑥ 認証機関の判定審議の結果、合格基準を満たした農場に JGAP 認証が与えられます。

2) 取組方法：表 3 の管理点に示した資料や記録の全てを適合基準に沿って用意します。管理点数は合計 113 ですが、この内農場 HACCP 認証農場は区分の○番号および*印を付した管理点は除外され 69 となります。その管理点のレベルおよび適合要求率は必須（100% 適合）32、重要（95%）27、努力 10 です。区分 D 自給飼料生産工程の区分番号 27 から 31 の管理点については自給飼料生産がなければ「該当外」です。従って、最低限 51 管理点で適合する必要があります。

3) AW：表 3 中の区分番号 7 の管理点は、管理点番号 7.1 「アニマルウェルフェアの

表3 基準書と差分基準書の管理点内容と項目数の比較

| 区分 | 管理点 (レベル：太下線は必須、細下線は重要、無下線は努力) | 一般農場 | | | | | | | |
|--------------------------------|-----------------------------------|--|--------|--------|--------|-----|----|---|----|
| | | 必 須 | 重 要 | 努 力 | 小 計 | | | | |
| A 経営の 基本 | 1. 農場管理の見える化 | <u>範囲</u> 、 <u>農場HACCP認証確認</u> 、 <u>地図</u> 、 <u>レイアウト*</u> 、 <u>管理手順書</u> <u>責任・権限</u> 、 <u>方針・目的</u> 、 <u>自己点検</u> 、 <u>見直し</u> 、 <u>知財保護</u> <u>生産計画</u> 、 <u>作業記録</u> 、 <u>記録保管</u> 、 <u>計画実績比較</u> <u>管理基準の遵守</u> 、 <u>伝染病発生時の対応</u> 、 <u>管理獣医師の指導</u> <u>放牧前の確認</u> <u>生産工程明確化</u> 、 <u>危害要因評価</u> 、 <u>危害要因抽出</u> 、 <u>対策手順の決定・実施・記録・検証</u> <u>指針に基づく対応</u> 、 <u>家畜の輸送</u> <u>食品防衛</u> <u>外部委託先との合意</u> 、 <u>同左の点検</u> 、 <u>検査機関の評価</u> 、 <u>選定</u> <u>商品仕様書の文書化</u> 、 <u>原子力災害対応</u> 、 <u>不適合品の取扱</u> <u>苦情・異常対応手順*</u> 、 <u>対応*</u> 、 <u>ルール違反への対応手順</u> 、 <u>対応</u> <u>商品表示</u> 、 <u>出荷記録*</u> 、 <u>生産記録*</u> 、 <u>家畜の受入</u> 、 <u>トレスト</u> | | | | 28 | 10 | 5 | 43 |
| | 2. 経営者の責任 | | | | | 15 | 7 | 2 | 24 |
| | 3. 計画及び実績評価 | | | | | | | | |
| | ④. 飼養衛生に関する管理 | | | | | | | | |
| | ⑤. 放牧の管理 | | | | | | | | |
| | ⑥. 生産工程におけるリスク管理 | | | | | | | | |
| | 7. アニマルウェルフェア | | | | | | | | |
| | 8. 食品防衛 | | | | | | | | |
| | 9. 供給者の管理 | | | | | | | | |
| | ⑩. 商品管理 | | | | | | | | |
| | 11. 農場のルール違反への対応 | | | | | | | | |
| | 12. 識別とトレーサビリティ | | | | | | | | |
| B 経営資 源の管 理 | 13. 責任者及び教育訓練 | <u>農場責任者</u> 、 <u>商品*</u> 、 <u>飼料生産</u> 、 <u>飼養各管理責任者*</u> 、 <u>廃棄物処理責任者</u> 、 <u>労働安全</u> 、 <u>労務管理各責任者</u> 、 <u>教育訓練</u> 、 <u>資格の証明</u> 、 <u>訪問者への注意喚起</u> 、 <u>人材育成</u> <u>労働力確保</u> 、 <u>強制禁止</u> 、 <u>対話</u> 、 <u>差別禁止</u> 、 <u>条件提示</u> 、 <u>遵守</u> <u>健康状態把握</u> 、 <u>ルール</u> 、 <u>手洗</u> 、 <u>トイレ</u> 、 <u>喫煙飲食</u> 、 <u>更衣場所</u> <u>労働安全</u> 、 <u>危険作業従事者</u> 、 <u>事故時の手順</u> 、 <u>備え</u> 、 <u>保険への強制加入</u> 、 <u>任意加入</u> <u>使用</u> 、 <u>慎重使用</u> 、 <u>残留管理</u> 、 <u>ワクチン接種</u> 、 <u>保管</u> 、 <u>注射針管理</u> <u>有害生物対応</u> 、 <u>生乳処理場の床</u> 、 <u>排泄物管理施設</u> <u>点検</u> 、 <u>整備</u> 、 <u>検査機器等標準管理</u> 、 <u>洗浄</u> 、 <u>消毒剤管理*</u> 、 <u>安全使用</u> <u>燃料保管管理</u> 、 <u>CO2抑制と省エネ努力</u> <u>廃棄物保管処理</u> 、 <u>整理</u> 、 <u>整備</u> 、 <u>清掃*</u> 、 <u>排水管理</u> 、 <u>資源の有効利用</u> 、 <u>エコフィード使用</u> 、 <u>認証</u> <u>周辺環境への配慮</u> 、 <u>地域内循環</u> 、 <u>地域社会と共生</u> <u>生物多様性への配慮</u> 、 <u>環境保全の方針と活動</u> | | | | 24 | 24 | 7 | 55 |
| | 14. 人権・福祉と労務管理 | | | | | 14 | 16 | 6 | 36 |
| | ⑮. 作業着、入場者の衛生管理 | | | | | | | | |
| | 16. 労働安全管理及び事故発生時の対応 | | | | | | | | |
| | ⑰. 動物用医薬品等の管理 | | | | | | | | |
| | ⑱. 施設の管理 | | | | | | | | |
| | 19. 機械・設備・運搬車両・掃除道具等の管理 | | | | | | | | |
| | 20. エネルギー等の管理及び資源の有効利用 | | | | | | | | |
| | 21. 廃棄物の管理及び資源の有効利用 | | | | | | | | |
| | 22. 周辺環境への配慮及び地域社会との共生 | | | | | | | | |
| 23. 生物多様性への配慮 | | | | | | | | | |
| C 等飼 材管 理 | ⑲. 精液・受精卵・素畜の管理 | <u>調達記録</u> 、 <u>交配</u> 、 <u>出産の管理</u> <u>飼料の調達</u> 、 <u>飼料の保管</u> <u>敷料の調達</u> 、 <u>敷料の交換</u> | | | | 2 | 4 | 0 | 6 |
| | ⑳. 飼料の管理 | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | ㉑. 敷料の管理 | | | | | | | | |
| D 自給 飼料 工程 | 27. 草地等の立地に関する管理 | <u>新規用地の確保</u> 、 <u>周辺の状況</u> <u>飼料作物種子の調達</u> 、 <u>播種の記録</u> <u>農薬の管理</u> 、 <u>肥料等の管理</u> 、 <u>農薬による環境負荷低減対策</u> 、 <u>肥料等による同左</u> <u>情報の記録保管</u> | | | | 3 | 4 | 2 | 9 |
| | 28. 種子の管理 | | | | | 3 | 4 | 2 | 9 |
| | 29. 農薬・肥料等の管理 | | | | | | | | |
| | 30. 環境保全を主とする取り組み | | | | | | | | |
| | 31. 飼料生産工程の情報管理 | | | | | | | | |
| ○印項目と*印項目は差分審査時に「該当外」となる管理点を示す | | 計 | 57 | 42 | 14 | 113 | | | |
| □囲みは農場HACCP認証農場の管理点数を示す | | | 32 | 27 | 10 | 69 | | | |

*本表は(一財)日本GAP協会 JGAP家畜/畜産物基準書を参考に作成

表4 アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針のチェック項目 (豚)

| |
|----------------------------|
| 1 管理方法 |
| ①観察・記録：4項目 |
| ②豚の取り扱い：4項目 |
| ③新生子豚の管理：歯切り、断尾、去勢について計9項目 |
| ④個体識別：3項目 |
| ⑤離乳：2項目 |
| ⑥病気・事故時の処置：2項目 |
| ⑦豚舎等の清掃・消毒：2項目 |
| ⑧農場内における防疫処置等：2項目 |
| ⑨管理者等のアニマルウェルフェアへの理解促進：2項目 |
| 2 栄養：8項目 |
| 3 豚舎：3項目 |
| 4 飼養方式、構造、飼養スペース：5項目 |
| 5 豚舎の環境：7項目 |
| 6 その他：2項目 |

※公益財団法人畜産技術協会のチェックリストから抜粋編集

考え方に対応した飼養管理指針」に基づいた対応、および、管理点番号 7.2 家畜の輸送の 2 点で、どちらも必須管理点です。ここでいう指針は豚では表 4 のとおり 55 項目あり、「はい」か「いいえ」でチェックします。「いいえ」がある場合は改善のための検討を行い、チェック項目を満足できるよう改善への取組とその取組記録の保存が必要です。なお、これらのチェックは定期的（月 1 回など）な実施とチェックリストの保管が必要です。管理点 7.2 は AW に配慮した輸送、衛生管理、安全の保持、家畜事故の防止が確認できれば適合です。写真を付したマニュアルなどを用意します。

4) 審査方法：審査員が来場し、基準に適合した農場管理が行われているかをヒアリング（質問と回答）、現場確認、帳票確認します。管理点は全て審査され、それぞれ「適合」「不適合」「該当外」のいずれかに決定されます。審査時間は通常 4 時間から 8 時間程度で 1 日で終了します。

3 JGAP 家畜・畜産物の構築取組上の課題

1) 差分審査で審査される必須管理点について全て適合を得るためには適合している自負があっても審査員がそれを確認できることが必要です。そのためにはマニュアル、写真、取組記録などの裏付け資料を準備しておきます。つまり農場 HACCP のような文書化が必要なものもありますが、管理点に対する裏付け資料で足りる場合が多いと思います。

また、27 の重要管理点は 95 %、つまり 26 適合しなければなりませんから同様に用意します。

2) AW のチェック項目で多くの農場は「はい」と答えられると思いますが、例えば、母豚のボディコンディションのチェック、飼養管理に関する記録、殺処分時の方法、衛生害獣・虫対策、獣医師などのアドバイス、豚舎豚房の破損修理などについては課題がある農場も見受けられますので対策が必要です。

例えば、“ボディコン”についてですが目視で太め・豚細めの豚がいることを認識して、餌の増量をしていてもチェックに「はい」とした根拠を審査時に示すためには裏付け資料として種豚の個体別のスコア (BCS) なり、太め、普通、細めのランクを付した資料が、また、獣医師などのアドバイスについても契約書や指導を受けた記録などがあればスムーズです。

3) 取組期間：差分審査においては農場 HACCP を構築した経験と実績があること

と農場 HACCP で最も時間のかかる作業分析シート、危害要因分析などが免除されるため目安としては半年以下ですが、指導員による指導が不可欠です。

- 4) 団体認証：団体の定める方針・目的の下に複数の農場が集まり、代表者及び団体事務局を有する組織では団体として認証を受けられる制度で昨年 12 月 25 日に基準書が公表されました。これは団体事務局および複数農場の平方根以上（小数点切り上げ）の数の農場を代表として審査するものです。しかし、実際に審査が開始されるのは内部監査員の養成研修などの準備期間が必要なので本年夏以降になるでしょう。なお、差分審査を受けようとする場合は、農場 HACCP が個別認証なので JGAP も個別に認証を受けることとなります。

VI まとめ

SDGs (Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標) は 2015 年に国連で採択された 17 分野の目標ですが、中でも東京オリパラ大会組織委員会は畜産物など 6 分野で調達基準作りを進めて本格的な SDGs 五輪を目指しているそうです。

一方、五輪後に眼を向けても特に畜産物は資源保護や生態系への配慮に対する認証審査の普及が欧米に比べて遅れているとのことですからいずれは JGAP 家畜・畜産物に取り組む必要があることに変わりはないでしょう。

さて、現代は食品の安全性がかつてないほど求められています。そのためには生産者のみならずと畜場、加工業者、流通業者、小売り業者、消費者の何れもが行動し、責任を持たなければなりま

せん。このことは「農場 HACCP システムとは何か (総論)」[1] の図 3, 4, 6 で関連性を理解できます。

畜産物の安全確保のシステムの中で、風上である生産農場が取組む制度として農場 HACCP に加え 2017 年度から JGAP 家畜・畜産物が加わり二つの制度があることは上述のとおりです。

両制度の食の安全という目的は同じですが取り組む内容に差があります。東京オリパラ大会の関係でバイヤーへのアピールは JGAP 認証でしょう。農場 HACCP は HACCP 計画, PRP, PDCA を活用して農場改善の切り札となるツールです (表 1)。いずれも経営者の熱意の受け皿になるものですが、両方の認証を取ることに挑戦していただきたいと考えます。取り組む順番は差分認証制度や両方の受審費用も考えると農場 HACCP の後に JGAP が大変割安で断然お勧めです。なお、JGAP は一度認証を受けると内容に変更がない限りチェックと記録の積み重ねでゆけますが、農場 HACCP では PDCA サイクルを回しているかが重視されます。両制度の今後の課題としては有効 (更新) 期限があります。農場 HACCP は 3 年、JGAP は 2 年でそれぞれ中間で維持審査があり、両制度の認証を取得すると頻繁に受審する必要があるため検討中とされています。

ご質問、またはご指摘などございましたら下記までお寄せください。

参考資料

- [1] 三宅眞佐男「農場 HACCP システムとは何か」
All About Swine, 42, 9-22 (2013)
問合せ先：a_b_c_mas.miyake@abconsulting.jp
農場 HACCP 主任審査員, JGAP 審査員補